

# 令和3年4月度栗東市教育委員会定例会

令和3年4月27日(火)  
13時30分から  
於：4階第1委員会室

日程 1 開 会 宣 言

日程 2 市民憲章唱和

日程 3 教 育 長 報 告  
教育長公務状況について

日程 4 議 案 【資料1】  
議案第1号 専決処分事項の報告について  
(専決処分第1号) 栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
  
議案第2号 栗東市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について  
  
議案第3号 栗東市教育委員会附属機関等の会議の公開に関する規則の制定について  
  
議案第4号 栗東市子育て教育連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

日程 5 報 告 事 項  
①各課(館・所)の4月度事業進捗状況について  
②児童生徒数について  
③東京2020オリンピック聖火リレー(栗東市)について 【資料2】  
④令和3年度 保育所入園申込等の状況(待機児童数)について 【資料3】

日程 6 そ の 他  
①各課からの報告事項について  
②5月度教育委員会定例会日程について  
定例会 5月 日( ) 時 分～

日程 7 閉 会 宣 言

# 市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

(昭和52年1月1日制定・平成13年10月1日市制施行に伴い改正)

教育長 公 務 状 況

月 日	事 業 内 容
4月 1日 (木)	・ 新任式 ・ 新規採用教職員辞令交付式ならびに県費教職員新任式
4月 5日 (月)	・ 校園長会、校長会
4月 9日 (金)	・ 小学校入学式 ・ 中学校入学式
4月12日 (月)	・ 新入園児入園式 ・ 滋賀県教育行政重点施策説明会
4月17日 (土)	・ 全体自治会長会
4月20日 (火)	・ 議会運営委員会
4月23日 (金)	・ 議会説明会
4月27日 (火)	・ 栗東市議会臨時会 ・ 教育委員会定例会

※予定

- 4月27日 (火) ・ 近畿都市教育長協議会定期総会 (中止)
- ～28日 (水)
- 4月30日 (金) ・ 特別支援学級新設等に係る授業参観 (金勝小学校)

報告事項 1

各課（館・所）の4月度事業進捗について

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育総務課

月 日	事 業 内 容
4月12日（月）	滋賀県教育行政重点施策説明会
4月19日（月）	滋賀県都市教育委員会連絡協議会総務担当課長会議（オンライン） 栗東市立小中学校事務改善検討委員会
4月27日（火）	教育委員会定例会

☆令和3年度予定工事（主なもの）

○葉山中学校大規模改造工事（Ⅱ期工事） 事業費 648,063千円

屋根、外壁改修、内部改修（天井・屋根・床、学校間仕切りやり替え、キュービクル・受水槽改修、トイレリフレッシュ改修、照明器具LED化改修、理科室、家庭科室ほか特別教室のリフレッシュ改修）

○治田・治田西・大宝西小学校体育館トイレ改修工事 事業費 24,118千円

各トイレの洋式化を行う。上半期に工事完了予定。

	男子トイレ		女子トイレ
	大便器	小便器	大便器
治田小学校	和1	3	洋1・和2
治田西小学校	和2	3	和3
大宝西小学校	和2	4	和3

⇒

	男子トイレ		女子トイレ
	大便器	小便器	大便器
治田小学校	洋1	2	洋2
治田西小学校	洋1	2	洋2
大宝西小学校	洋2	4	洋3

## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校給食共同調理場

月 日	事 業 内 容
4月 6日 (火)	・給食主任会
4月 9日 (金)	・害虫駆除
4月14日 (水)	・給食開始
4月15日 (木)	・給食事務担当者会議
4月22日 (木)	・給食物資入札・選定

## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校教育課

月 日	事 業 内 容
4月 1日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県費負担教職員辞令交付式</li> <li>・ 通級指導教室担当者会議</li> </ul>
4月 2日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員全体研修会</li> </ul>
4月 5日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校園長会・校長会</li> </ul>
4月 7日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例児童生徒支援室会</li> <li>・ 通級指導教室担当者会議</li> </ul>
4月 8日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時教頭会</li> </ul>
4月 9日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校入学式、始業式</li> </ul>
4月13日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草津市・栗東市スクールガードリーダー委嘱式</li> </ul>
4月14日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例児童生徒支援室会</li> </ul>
4月15日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回第二採択地区教科用図書採択に係る幹事会</li> <li>・ 通級指導教室・幼児ことばの教室合同会議</li> </ul>
4月16日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教務主任会</li> </ul>
4月20日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育コーディネーター会議</li> </ul>
4月21日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例児童生徒支援室会</li> </ul>
4月22日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通級指導教室担当者会議</li> <li>・ 就学支援担当者説明会</li> </ul>

※予定

4月28日 (水)      ・ 定例児童生徒支援室会

## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育研究所

月 日	事 業 内 容
4 月 5 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 校園長会「令和3年度 教育研究奨励事業」について説明</li><li>・ 定例校長会</li><li>・ 教育研究所だより「奨励論文募集号」発行</li></ul>
4 月 1 5 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「令和3年度 きらりフル チャレンジ～第1回くりちゃん検定～」</li></ul>

## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

人権教育課

月 日	事 業 内 容
4月 1日 (木)	・ 新任式・辞令交付式
4月 5日 (月)	・ 校園長会
4月 6日 (火)	・ 合同園長会
4月12日 (月)	・ 湖南ブロック人権教育推進協議会会計監査
4月14日 (水)	・ 就労相談連絡会議 ・ 準隣保館会議
4月15日 (木)	・ 湖南地区職業対策連絡協議会役員会
4月19日 (月)	・ 人権ネット事業説明園訪問 (ももか保育園) ・ 市町教育委員会事務局学校・園人権教育指導にかかる担当者会議
4月20日 (火)	・ 栗東市人権・同和教育推進協議会会計監査 ・ 栗東西中学区人権ネット事務局会議
4月22日 (木)	・ 十里地域同和教育担当者会議

※予定

4月28日 (水) ・ 湖南地区職業対策連絡協議会総会

4月30日 (金) ・ 湖南地区職業対策連絡協議会進路支援部会事務局会



## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

生涯学習課・自然観察の森・少年センター

月 日	事 業 内 容
4月 2日 (金)	・第1回コミュニティセンター長会議 ・自然観察の森定例会
4月 4日 (日)	・NVP友の会総会
4月 6日 (火)	・栗東市青少年育成市民会議 会計監査
4月11日 (日)	・JVRサポーターズ総会 ・自然観察会 ミニクラフト
4月13日 (火)	・社会教育ボランティア「もくもく会」 ・市町生涯学習・社会教育主管課長会議
4月14日 (水)	・治田西準隣保館会議
4月16日 (金)	・社会を明るくする運動会計監査
4月17日 (土)	・環境講座 (コミセン治田東)
4月18日 (日)	・アドベンチャーキャンプ実行委員会
4月22日 (木)	・十里地域同和教育担当者会 ・栗東市青少年育成市民会議四役会・幹事会

※予定

4月25日 (日) ・自然観察会 ミニクラフト

#### 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

##### スポーツ・文化振興課

月 日	事 業 内 容
4月 8日 (木)	・スポーツ推進委員協議会第1回定例会
4月13日 (火)	・市町文化行政主管課長会議 (大津市)
4月15日 (木)	・市町スポーツ主管課長会議 (オンライン)
4月24日 (土)	・学校体育施設スポーツ開放利用説明会
4月27日 (火)	・学校体育施設スポーツ開放利用説明会

※予定

4月29日 (祝) ・治西ゆうあいスポーツクラブ総会 (中止)

#### 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

##### 歴史民俗博物館

月 日	事 業 内 容
4月10日 (土)	・小地域展「川辺の歴史と文化」展示解説会
4月14日 (水)	・栗東古文書研究会定例会 (中止)
4月24日 (土)	・栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会輪読会 (中止) ・栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会総会 (中止)

※予定

4月28日 (水) ・栗東古文書研究会定例会 (中止)

## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

月 日	事 業 内 容	指導訪問
4月 1日 (木)	・ 保育園 中・長時部保育開始	
4月 2日 (金)	・ 給食会議（自園給食園）	
4月 5日 (月)	・ 公立園長会 校園長会 ・ 給食会議（センター給食園）大宝民児協	なないろ
4月 6日 (火)	・ 公民合同園長会	HOPPA
4月 7日 (水)	・ 保育園 中・長時部給食開始	なないろ ニチイキッズ
4月 8日 (木)	・ 幼稚園・幼児園（短時部）保育開始	ばれっと園おがき
4月 9日 (金)	・ 臨時看護師会議 ・ 滋賀県人権保育研究協議会引継ぎ	治田くじら
4月12日 (月)	・ 新入園児入園式（公立園） ・ 大宝東民児協	栗東くじら
4月13日 (火)	・ 合同主任部会	ばれっと園たかの
4月14日 (水)	・ 幼稚園・幼児園（短時部）給食開始 ・ 準隣保館会議	ももか
4月15日 (木)		ニチイキッズ
4月16日 (金)		ふわり
4月19日 (月)		ばれっと園おがき
4月20日 (火)	・ 特別支援コーディネーター会議 ・ 栗東西中人権ネット第1回事務局会	治田くじら
4月21日 (水)	・ 人権・同和教育担当者連絡会	なないろ
4月22日 (木)	・ 定例十里地域同和教育担当者会議 ・ 就学支援担当者説明会	栗東くじら
4月23日 (金)	・ 園長等運営管理協議会	ももか
4月26日 (月)		ばれっと園たかの

※予定

4月27日(火) 公立主任会  
4月28日(水)  
4月30日(金)

指導訪問  
HOPPA  
ふわり

*指導訪問	ふわり	.....	家庭的保育園	家庭的保育の家ふわり
	なないろ	.....	小規模保育園	なないろ
	栗東くじら	.....	小規模保育園	栗東くじら小規模保育園
	治田くじら	.....	小規模保育園	治田くじら小規模保育園
	HOPPA	.....	小規模保育園	HOPPA栗東駅前園
	ぱれっと園おがき	.....	小規模保育園	ぱれっと園～おがき～
	ぱれっと園たかの	.....	小規模保育園	ぱれっと園～たかの～
	ももか	.....	認可保育園	ももか保育園

## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

幼児施設課兼学校教育課（幼稚園施設担当）

月 日	事 業 内 容
4月 5日（月）	・ 公立園長会 ・ 市立校園長会 ・ 民生児童委員連絡協議会（大宝）
4月 6日（火）	・ 公民合同園長会
4月 12日（月）	・ 民生児童委員連絡協議会（大宝東）
4月 23日（金）	・ 議会説明会

## 4 月 度 事 業 進 捗 状 況

図書館

### 1. 事業・行事

4月 3日 (土)	・おはなしタイム (西館) (中止)
4月 10日 (土)	・えほんタイム (本館)
4月 15日 (木)	・滋賀県公共図書館協議会第1回理事会 (滋賀県立図書館)
4月 16日 (金)	・出前☆としょかん (ゆうあい子ども☆カレー食堂) (配本)
4月 17日 (土)	・おはなし会 (西館) おはなしグループタンタン (中止)
4月 24日 (土)	・ミニおはなし会 (本館) りっとうおはなしグループ めるへん

### <今月のテーマ展示>

- 一般 (本館) 「水を知る」川や湖、水道、水産業など、人と水にまつわる本の展示
- (西館) 「不思議な世界」宇宙や生物の神秘、だまし絵や手品など様々な不思議の本の展示
- 児童 (両館) 「のりものだいすき」様々な乗り物が登場する絵本や物語などを展示

### 統計 3月

#### ①貸出人数及び貸出冊数

年度	貸出人数			貸出冊数			開館日数
	本館	西館	合計	本館	西館	合計	
R 1	5,493	4,068	9,561	29,015	16,800	45,815	19
R 2	4,760	3,348	8,108	27,928	14,446	42,374	20

#### ②予約

年度	自 館			購入	他 館				不可	合計
	窓口	OPAC	WEB		県立	県内	県外	国会		
R 1	857	779	2,469	62	175	57	8	0	9	4,416
R 2	712	882	2,821	69	147	63	5	0	8	4,707

#### ③図書収集 (令和2年度)

単位 冊

	一般図書	児童図書	小林文庫	小 計
4月	813	142	105	1,060
5月	261	20	69	350
6月	556	82	64	702
7月	567	58	3	628
8月	520	76	167	763
9月	584	122	147	853
10月	492	149	2	643
11月	786	217	0	1,003
12月	922	244	1	1,167
1月	867	351	0	1,218
2月	673	137	0	810
3月	604	153	0	757
合計	7,645	1,751	558	9,954

報告事項2

1. 児童生徒数状況調査

★令和2年度(3月管理報告)  
栗東市教育委員会

( 4月1日現在)

校種	学校名	性	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	前月	増減
小 学 校	金勝小	男	19	26	35	26	40	45	16	207		
		女	24	25	30	42	31	30	2	184		
		計	43	51	65	68	71	75	18	391		
		学級	2	2	2	3	3	3	5	20		
	葉山小	男	36	29	35	38	33	53	5	229		
		女	36	39	43	37	27	34	9	225		
		計	72	68	78	75	60	87	14	454		
		学級	3	2	3	3	2	3	4	20		
	葉山東小	男	46	49	40	36	40	31	8	250		
		女	41	41	39	52	35	41	2	251		
		計	87	90	79	88	75	72	10	501		
		学級	3	3	3	3	3	3	3	21		
	治田小	男	57	54	48	56	58	49	15	337		
		女	66	58	53	58	54	42	5	336		
		計	123	112	101	114	112	91	20	673		
		学級	4	3	4	4	3	3	3	24		
	治田東小	男	39	30	33	46	35	46	13	242		
		女	44	27	39	35	36	32	6	219		
		計	83	57	72	81	71	78	19	461		
		学級	2	3	3	3	3	3	4	21		
	治田西小	男	50	41	38	44	29	36	8	246		
		女	37	46	37	41	30	44	1	236		
		計	87	87	75	85	59	80	9	482		
		学級	3	3	3	2	3	3	2	19		
大宝小	男	59	42	37	62	64	48	6	318			
	女	47	43	47	49	75	66	4	331			
	計	106	85	84	111	139	114	10	649			
	学級	3	3	3	4	4	4	3	24			
大宝東小	男	23	27	34	34	31	30	9	188			
	女	28	31	34	27	33	39	7	199			
	計	51	58	68	61	64	69	16	387			
	学級	2	2	2	2	2	2	4	16			
大宝西小	男	29	37	36	44	29	35	5	215			
	女	29	34	29	44	45	42	3	226			
	計	58	71	65	88	74	77	8	441			
	学級	3	2	3	3	3	3	3	20			
小計A	男	358	335	336	386	359	373	85	2232			
	女	352	344	351	385	366	370	39	2207			
	計	710	679	687	771	725	743	124	4439			
	学級	25	23	26	27	26	27	31	185			
中 学 校	栗東中	男	121	121	125				18	385		
		女	127	124	100				1	352		
		計	248	245	225				19	737		
		学級	8	7	7				5	27		
	葉山中	男	85	80	57				4	226		
		女	67	70	64				2	203		
		計	152	150	121				6	429		
		学級	5	4	5				3	17		
	栗東西中	男	149	165	178				23	515		
		女	169	171	181				1	522		
		計	318	336	359				24	1037		
		学級	10	11	9				6	36		
	小計B	男	355	366	360				45	1126		
		女	363	365	345				4	1077		
		計	718	731	705				49	2203		
		学級	23	22	21				14	80		
合 計(小計A+B)										6642		

令和3年度 栗東市保育園・幼稚園・幼児園 園児数・クラス数

2021.4/1

園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
金勝第1幼児園	2	9	14	35	38	55	153	
	中・長時間保育課程	2	9	14	20	19	87	
	短時間保育課程				15	19	32	
	クラス数	1	1	1	2	2	9	
葉山幼児園	6	19	18	53	56	45	197	
	中・長時間保育課程	6	19	18	26	26	120	
	短時間保育課程				27	30	77	
	クラス数	1	1	1	2	2	9	
葉山東幼児園	3	15	19	82	81	77	277	
	中・長時間保育課程	3	15	19	30	40	149	
	短時間保育課程				52	41	128	
	クラス数	1	1	1	4	3	13	
治田東幼児園	2	13	14	53	54	67	203	
	中・長時間保育課程	2	13	14	24	26	112	
	短時間保育課程				29	28	91	
	クラス数	1	1	1	2	2	10	
治田西幼児園	6	10	13	47	59	57	192	
	中・長時間保育課程	6	10	13	24	22	99	
	短時間保育課程				23	37	93	
	クラス数	1	1	1	2	3	10	
金勝第2保育園	中・長時間保育課程	2	10	10	18	12	13	65
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
治田保育園	中・長時間保育課程	7	20	30	30	30	147	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
大宝西保育園	中・長時間保育課程	3	14	14	15	16	78	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
治田幼稚園	短時間保育課程				53	69	180	
	クラス数				2	2	2	6
大宝幼稚園	短時間保育課程				30	38	112	
	クラス数				1	2	2	5
大宝幼稚園分園	短時間保育課程				35	38	104	
	クラス数				1	2	1	4
大宝西幼稚園	短時間保育課程				22	35	83	
	クラス数				1	1	1	3
グラマの家保育園	長時間保育課程	5	15	11	15	15	81	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
こだま保育園	長時間保育課程	5	14	16	20	25	103	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
こだまふれんど保育園	長時間保育課程	9	19	24	24	24	126	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
こだま乳児保育園	長時間保育課程	3	8	10			21	
	クラス数	1	1	1			1	3
治田西カナリヤ第三保育園	長時間保育課程	6	9	11	17	15	77	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
大宝カナリヤ保育園	長時間保育課程	10	22	19	23	27	126	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
栗東くじら保育園	長時間保育課程	8	12	18	24	24	110	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
栗東くじら小規模保育園	長時間保育課程	4	8	8			20	
	クラス数	1	1	1			1	3
治田くじら小規模保育園	長時間保育課程	5	7	6			18	
	クラス数	1	1	1			1	3
HOPPA栗東下鉤	長時間保育課程	7	17	18	24	25	110	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
HOPPA栗東駅前園	長時間保育課程	1	9	6			16	
	クラス数	1	1	1			1	3
ももか保育園	長時間保育課程	3	6	6	15	11	43	
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6
なないろ保育園	長時間保育課程	2	6	5			13	
	クラス数	1	1	1			1	3
ばれっと園～たかの～	長時間保育課程	3	7	6			16	
	クラス数	1	1	1			1	3
ばれっと園～おがき～	長時間保育課程	5	6	0			11	
	クラス数	1	1	1			1	3
ニチキッズ栗東中沢保育園	長時間保育課程	3	5	3			11	
	クラス数	1	1	1			1	3
家庭的保育の家「ふわり」	長時間保育課程	0	2	2			4	
	クラス数	1	1	1			1	3
総合計	110	282	301	635	692	677	2697	
	クラス数	25	25	25	28	30	29	162
保育園児 合計	110	282	301	349	357	364	1763	
	公立	31	110	132	187	191	206	857
	法人立	79	172	169	162	166	158	906
幼稚園児 合計				286	335	313	934	



## 議案第1号

## 専決処分事項の報告について

次の事項について緊急に処理する必要があったので、教育長に対する事務委任規則（昭和29年栗東町教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定に基づき専決処分を行ったから、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

## 記

専決処分第1号 栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について

令和3年 4月27日 提出

栗東市教育委員会教育長 福原 快 俊

専決処分第1号

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について

次のとおり栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和54年栗東町教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則については、緊急に処理する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（昭和29年栗東町教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

栗東市教育委員会教育長 福原 快俊

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和54年栗東町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童生徒支援室」を削り、「同和教育指導係」を「同和教育指導係  
児童生徒支援室」に改め、「国ス

ポ準備係」を削り、「スポーツ・文化振興課」を「スポーツ・文化振興課  
国スポ準備室」に改める。

第6条第1号に次のように加える。

コ 栗東市立小中学校共同学校事務室に関すること。

第9条第3号中「国スポ準備係」を「国スポ準備室」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条(略)</p> <p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係</p> <p>学校教育課 庶務係 指導第1係 指導第2係 学校保健係 人権・ 同和教育指導係 幼稚園係 児童生徒支援室</p> <p>人権教育課 人権教育指導係 同和教育指導係 社会同和教育係 就 学前人権教育主任</p> <p>生涯学習課 生涯学習推進係 青少年教育係</p> <p>スポーツ・文化振興課 文化財保護係 スポーツ・文化振興係 国ス ポ準備係</p> <p>第3条(略)</p> <p>第4条(略)</p> <p>第5条(略)</p>	<p>第1条(略)</p> <p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係</p> <p>学校教育課 庶務係 指導第1係 指導第2係 学校保健係 人権・ 同和教育指導係 幼稚園係</p> <p>児童生徒支援室</p> <p>人権教育課 人権教育指導係 同和教育指導係 社会同和教育係 就 学前人権教育主任</p> <p>生涯学習課 生涯学習推進係 青少年教育係</p> <p>スポーツ・文化振興課 文化財保護係 スポーツ・文化振興係</p> <p>国スポ準備室</p> <p>第3条(略)</p> <p>第4条(略)</p> <p>第5条(略)</p>

第6条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。  
(1) 庶務係

- ア 児童生徒の教育扶助に関すること。
- イ 就学期日・就学校の指定の通知に関すること。
- ウ 教育振興及び教具の充実整備に関すること。
- エ 学校図書に関すること。
- オ 学齢簿の編成及び保管に関すること。
- カ 児童生徒善行表彰に関すること。
- キ 文書の収受、保管及び課の庶務に関すること。
- ク 臨時職員及び非常勤職員の任用・服務等に関すること。
- ケ 栗東市小中学校事務支援センターに関すること。

(2)-(1) (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 スポーツ・文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。  
(1)・(2) (略)

(3) 国スポーツ準備係

第6条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。  
(1) 庶務係

- ア 児童生徒の教育扶助に関すること。
- イ 就学期日・就学校の指定の通知に関すること。
- ウ 教育振興及び教具の充実整備に関すること。
- エ 学校図書に関すること。
- オ 学齢簿の編成及び保管に関すること。
- カ 児童生徒善行表彰に関すること。
- キ 文書の収受、保管及び課の庶務に関すること。
- ク 臨時職員及び非常勤職員の任用・服務等に関すること。
- ケ 栗東市小中学校事務支援センターに関すること。
- コ 栗東市立小中学校共同学校事務室に関すること。

(2)-(1) (略)

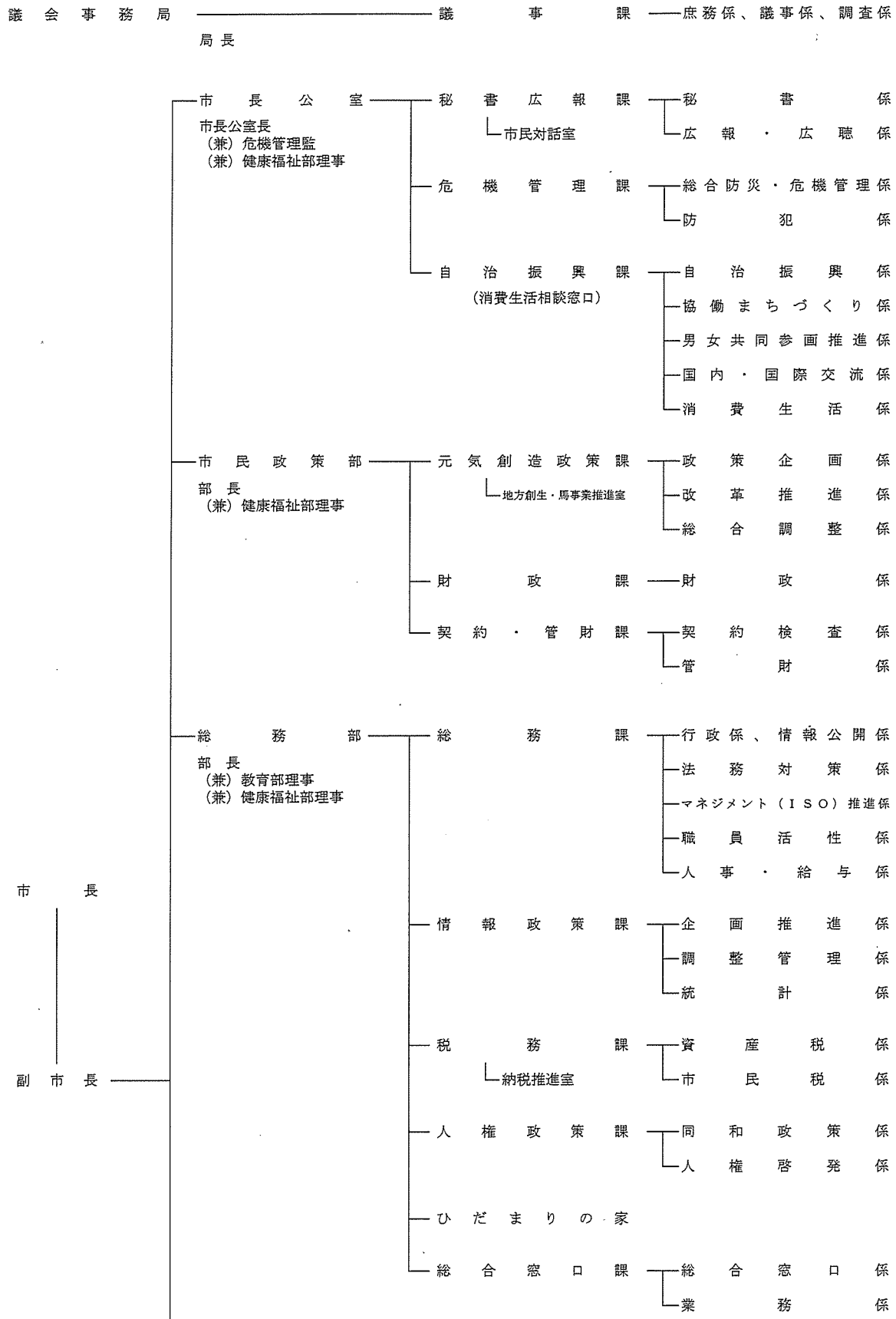
第7条 (略)

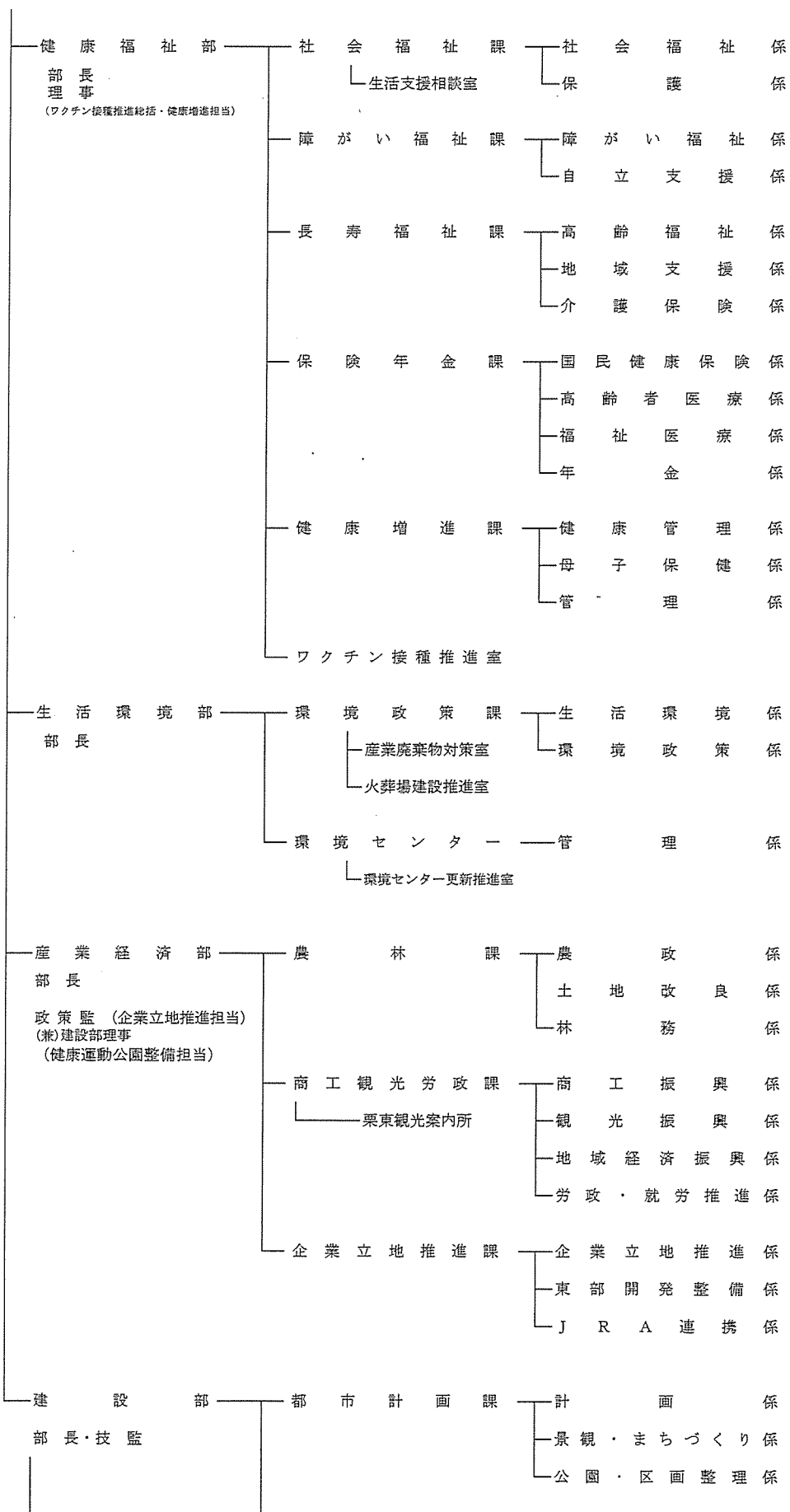
第8条 (略)

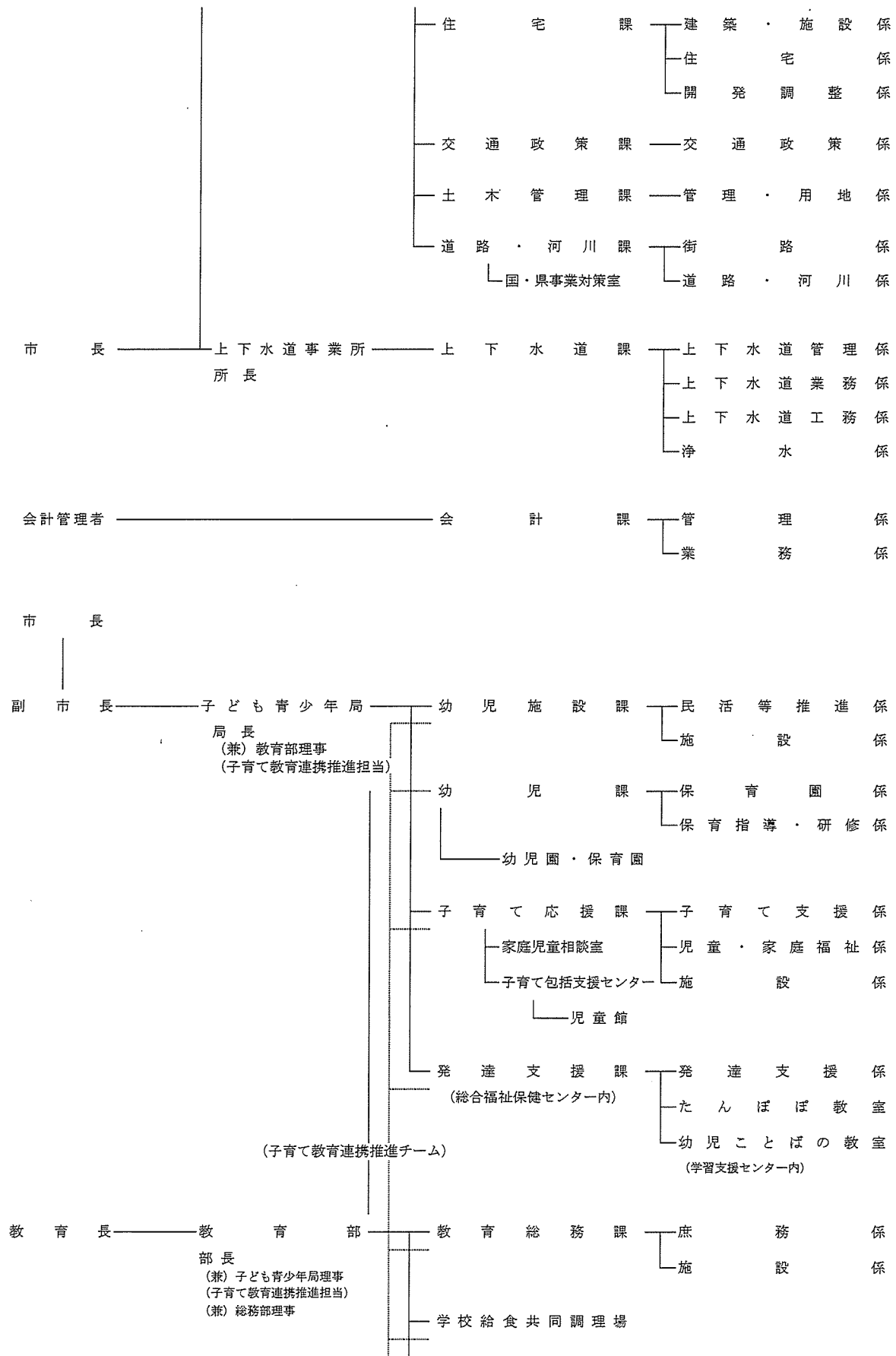
第9条 スポーツ・文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。  
(1)・(2) (略)

(3) 国スポーツ準備室

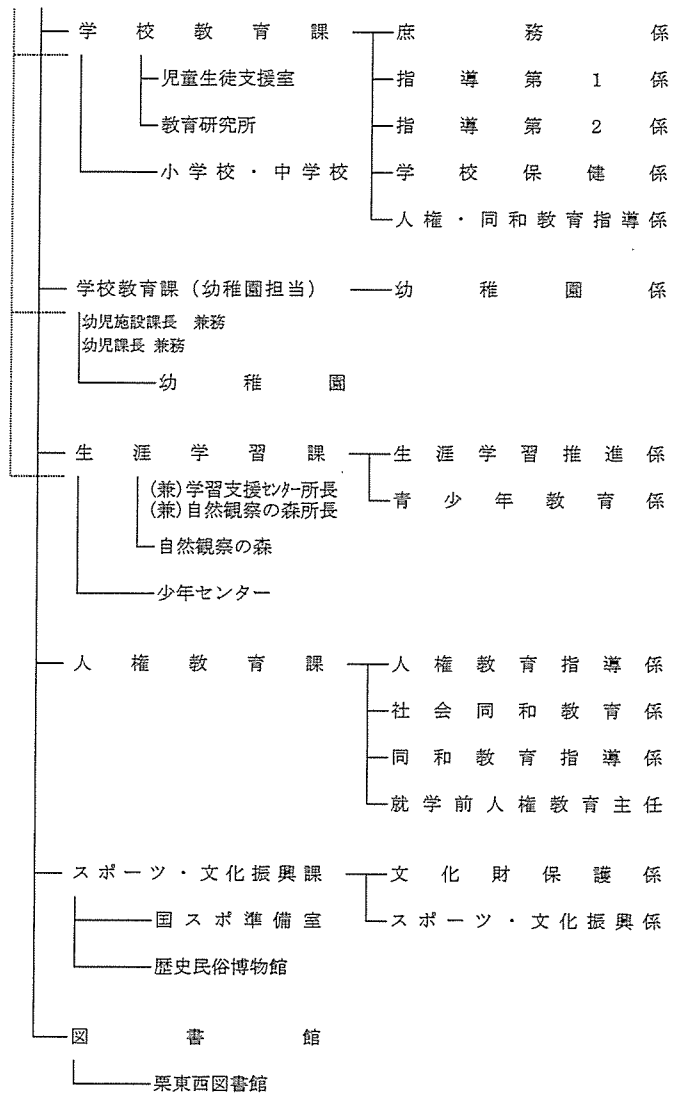
令和3年度 栗東市組織機構図











監査委員事務局 ————— 監査係

農業委員会事務局 ————— 担当  
(農林課所管)

選挙管理委員会 ————— 担当  
(総務課所管)

議案第2号

栗東市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

栗東市教育委員会傍聴人規則（昭和40年栗東町教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を次のように制定したい。

令和3年 4月27日 提出

栗東市教育委員会教育長 福原 快俊

## 栗東市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

栗東市教育委員会傍聴人規則（昭和40年栗東町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（傍聴手続等）」に改め、同条中「自己の住所及び氏名を申し出て教育長の許可を受けなければならない」を「会場においてその旨を申し出なければならない」に改め、同条に次の5項を加える。

- 2 教育長は、会場の規模等により会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めることができる。
- 3 教育長は、会議を傍聴しようとする者が傍聴を認める定員の数を超える場合は、教育長が指定した時刻までに会場に到達している者の中から抽選により、当該会議の傍聴者を決定する。
- 4 教育長は、必要があると認めるときは、傍聴券（別記様式）を交付することができる。
- 5 教育長は、会議の傍聴の受付に際し、会議の運営上必要で、かつ、傍聴者の同意を得た場合に限り、傍聴人の個人に関する情報を収集することができる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認める者は、報道機関名及び記者名を確認のうえ、会議を傍聴することができる。

第3条を次のように改める。

### （傍聴人の禁止事項）

第3条 次のいずれかに該当する者は、傍聴を認めない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者
- (3) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) その他会議の円滑な進行を妨げ、又は妨げるおそれのある者

第5条を次のように改める。

### （傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛意を表明しないこと。
- (2) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。

- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) 会議の場において撮影、録音をしないこと。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げないこと。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

年 月 日交付	No.
傍 聴 券	
傍聴する会議 開催日時	
<p>次の事項に留意し、遵守してください。</p> <p>1 傍聴券は、退場の際係員に返してください。</p> <p>2 傍聴人は、栗東市教育委員会の会議の傍聴人規則を遵守し、係員の指示に従ってください。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栗東市教育委員会傍聴人規則

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(傍聴手続)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、<u>自己の住所及び氏名を申し出て教育長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>第3条 次に掲げる者の傍聴は、<u>許されない。</u></p> <p>(1) 議事を妨害するおそれがあると認められる者</p> <p>(2) その他整理上必要があると認められる者</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(傍聴手続等)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、<u>会場においてその旨を申し出なければならぬ。</u></p> <p>2 教育長は、<u>会場の規模等により会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めることができる。</u></p> <p>3 教育長は、<u>会議を傍聴しようとする者が傍聴を認める定員の数を超える場合は、教育長が指定した時刻までに会場に到達している者の中から抽選により、当該会議の傍聴者を決定する。</u></p> <p>4 教育長は、<u>必要があると認めるときは、傍聴券(別記様式)を交付することができる。</u></p> <p>5 教育長は、<u>会議の傍聴の受付に際し、会議の運営上必要で、かつ、傍聴者の同意を得た場合に限り、傍聴人の個人に関する情報を収集することができる。</u></p> <p>6 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認める者は、<u>報道機関名及び記者名を確認のうえ、会議を傍聴することができる。</u></p> <p>(傍聴人の禁止事項)</p> <p>第3条 次にいずれかに該当する者は、<u>傍聴を認めない。</u></p> <p>(1) 酒気を帯びている者</p> <p>(2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者</p>

(1) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) その他会議の円滑な進行を妨げ、又は妨げるおそれのある者

#### 第4条 (略)

##### (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛意を表明しないこと。

(2) 喫煙又は飲食をしないこと。

(3) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。

(4) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。

(5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(6) 会議の場において撮影、録音をしないこと。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

#### 第4条 (略)

##### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 帽子又は外とうの類を着用してはならない。

(2) 委員の言論に対して可否を表示してはならない。

(3) 飲食をし、又は議事の妨害となるような言論若しくは挙動をしてはならない。

(1) その他会議の場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げない  
こと。

第6条 (略)

第6条 (略)

議案第3号

栗東市教育委員会附属機関等の会議の公開に関する規則の制定について

栗東市教育委員会附属機関等の会議の公開に関する規則を次のように制定したい。

令和3年 4月27日 提出

栗東市教育委員会教育長 福原 快俊



## 栗東市教育委員会附属機関等の会議の公開に関する規則

栗東市教育委員会における附属機関等の会議の公開については、栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則（栗東市規則第4号）の規定の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に開催する附属機関等の会議について適用する。

#### （経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に施行の日以後に開催することが決定している附属機関等の会議について、既に開催を公表している会議は、栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則第5条に規定する会議の開催の事前公表を行ったものとみなす。

栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市政の見える化の推進と公正性の確保を推進することを目的とする。

(対象とする附属機関等)

第2条 この規則の対象となる附属機関等は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関

(2) 市長が任意に設置する協議会、懇談会その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 設置の根拠が条例、規則その他市長の定める規程（栗東市公告式条例（昭和29年栗東町条例第1号）第4条の規定により公表されるものをいう。以下これらを「条例等」という。）にないもの

イ 市の職員のみで構成されているもの

ウ 関係団体の連絡調整を主な目的としているもの

エ 特定のイベント、行事等の推進を目的としているもの

オ その他この規則の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、原則としてこれを公開する。

2 会議は、前項の規定にかかわらず、その内容が次に掲げる場合、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 条例等の規定により会議が非公開とされている場合

(2) 栗東市情報公開条例（平成12年栗東町条例第4号）第8条又は第9条各号に規定する情報が議事に含まれる、又は含まれるおそれがある場合

(3) 疾病等の感染の防止その他生命及び健康を保護するため、会議を非公開とすることがやむを得ないと附属機関等の長が認めた場合

(非公開の決定)

第4条 附属機関等の長は、前条に規定する公開の基準により、会議に諮ったうえで当該会議の一部又は全部を非公開と決定することができる。

2 附属機関等の長は、会議を非公開と決定したときは、適用する非公開基準（前条第2項各号に掲げるものをいう。）を明らかにしなければならない。

（会議の開催の事前公表）

第5条 附属機関等を所管する課長等（以下「所管課長等」という。）は、会議の開催にあたって、当該会議の開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を情報公開コーナーへの備付け、市ホームページへの掲載その他適切な方法により、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 会議の開催の日時
- (3) 会議の開催の場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の公開又は非公開の予備的判断
- (6) 非公開の場合にあってはその理由
- (7) 傍聴者の定員
- (8) 傍聴の手続
- (9) 開催結果の公表方法
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要な事項

（会議の傍聴の手続）

第6条 会議の傍聴を希望する者は、会場においてその旨を申し出なければならない。

2 附属機関等の長は、会場の規模等により会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めることができる。

3 附属機関等の長は、会議の傍聴を希望する者の数が傍聴を認める定員の数を超える場合は、附属機関の長が指定した時刻までに会場に到達している者の中から抽選により、当該会議の傍聴者を決定する。

4 附属機関等の長は、必要があると認めるときは、傍聴券（別記様式）を交付することができる。

5 附属機関等の長は、会議の傍聴の受付に際し、会議の運営上必要で、かつ、傍聴者の同意を得た場合に限り、傍聴者の個人に関する情報を収集することができる。

（取材活動の尊重）

第7条 附属機関等の長は、報道機関の取材活動を尊重し、これに十分な配慮をしなければならない

い。

(会議の資料の提供)

第8条 所管課長等は、会議の傍聴を認められた者(以下「傍聴者」という。)に会議の資料(栗東市情報公開条例第8条又は第9条各号に掲げる情報が記録されている部分を除く。以下同じ。)を提供する。ただし、会議の資料が貴重、高額、大量その他の理由により、会議の資料を提供できない場合は、議事内容のわかる資料をもって会議の資料に代えることができる。

(会場の秩序維持)

第9条 附属機関等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めなければならない。この場合において、附属機関等の長は、傍聴者に傍聴における遵守事項の配付その他適切な措置をとるものとする。

(傍聴者の禁止事項)

第10条 次のいずれかに該当する者は、傍聴を認めない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者
- (3) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) その他会議の円滑な進行を妨げ、又は妨げるおそれのある者

(傍聴者の遵守事項)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛意を表明しないこと。
- (2) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) 会議の場において撮影、録音をしないこと。ただし、附属機関等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴者が前項の事項を遵守しないときは、退場を命じることができる。

(会議の結果の公表)

第12条 所管課長等は、会議の開催後1月以内に、会議録を作成し、会議の資料とともに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 会議の開催の日時
- (3) 会議の開催の場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の出席者
- (6) 会議の公開又は非公開の別
- (7) 非公開の場合にあってはその理由
- (8) 傍聴者数（会議を公開とした場合に限る。）
- (9) 議事の概要
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要な事項

2 所管課長等は、情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、前項の規定による公表を行い、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供しなければならない。

3 所管課長等は、第3条第2項の規定に該当することにより会議の一部又は全部を非公開とした場合において、当該会議の結果を公表するときは、当該非公開情報が明らかとならないよう議事の概要の記載方法及び会議資料に十分配慮し、可能な範囲の情報を公表しなければならない。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要なことは、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に開催する附属機関等の会議について適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に施行の日以後に開催することが決定している附属機関等の会議について、既に開催を公表している会議は、第5条に規定する会議の開催の事前公表を行ったものとみなす。

別記様式（第6条関係）

年 月 日交付	No.
傍 聴 券	
傍聴する会議 開催日時	
次の事項に留意し、遵守してください。	
1 傍聴券は、退場の際係員に返してください。	
2 傍聴人は、栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則を遵守し、係員の指示に従ってください。	

## 栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則について

### 1 制定動機

栗東市では平成27年10月1日から栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領（以下「要領」という。）を制定し、栗東市情報公開条例の規定の趣旨にのっとり、会議の公開を推進してきた。

会議の公開は、会議の傍聴と会議録の公開という2つの視点から推進する必要がある一方で、当市の市長部局においては、会議の傍聴規程が未整備であることが情報公開・個人情報保護審査会から指摘されている。

そこで、要領の制定及びそれに伴う会議の公開の実施から5年を経過し、市職員の間には会議の公開についての意識が定着してきたことから、要領を一部修正のうえで規則として制定し直し、同規則の中に傍聴規定を盛り込むこととする。

### 2 会議の公開を条例で規定すべきか

行政の情報の公開は会議の公開に発展しており、現在では会議の公開も含めて、総合的情報公開と理解するのが一般的となっている。会議の公開に関して、先進自治体では条例で規定している。

【例】 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例

また、北海道や宮城県のように情報公開条例の中で会議の公開に触れているものもある。

【栗東市の場合】

栗東市情報公開条例では、第2条第2号の規定により情報公開の対象となる「情報」の中に「実施機関、市が設置する執行機関の附属機関、議会及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議及び会議録」が含まれており、第3条の規定により情報は、原則公開となっている。そのため、会議の公開が規定されており、その実施のための規則ということで、規則を制定する。

【参考】 草津市、守山市、野洲市では附属機関等の会議の公開については、努力規定となっている。

### 3 会議の公開の実施対象となる附属機関等

この規則の対象となる附属機関等は、市長が設置する次に掲げるものとする。

#### (1) 附属機関

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の規定に基づき設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関

#### (2) 附属機関に類するもの

栗東市情報公開条例第2条第1号に定める実施機関が任意に設置する協議会、懇談会その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 設置根拠が条例、規則、要綱又は規程にないもの

イ 市の職員のみで構成されているもの

ウ 関係団体の連絡調整を主な目的としているもの

エ 特定のイベント、行事等の推進を目的としているもの

オ その他この規則の対象とすることが適当でないと思われるもの

#### 4 会議の公開の基準

会議は、これを公開する。しかし、次に掲げる場合は、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 附属機関の設置根拠である法律、条例、規則、要綱の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議の内容に栗東市情報公開条例第8条又は第9条各号に規定する情報が含まれてる、又は含まれるおそれがある場合
- (3) 疾病等の感染の防止その他生命及び健康を保護するため、会議を非公開とすることがやむを得ない場合…新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策

#### 【栗東市情報公開条例】

(非公開とすることができる情報)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている情報については、その部分について非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他明らかに正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

- (3) 実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件として任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないことその他の条件を付したことが当該情報の性質、情報の提供、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、公開しないことが公益に



著しい不利益を生ずる場合を除く。

- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
- (5) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報
- (6) 市又は国等の事務事業に係る意思形成の過程における審議、協議、企画、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、その事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれのある情報
- (7) 市又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

## 5 公開・非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等の長がその会議において行うものとする。

附属機関等の長は、会議を公開しないと決定した場合は、適用した非公開基準（4 会議の公開の基準の各号に掲げるものをいう。）を明らかにしなければならない。

## 6 会議の開催の事前公表

附属機関等の所管課長等は、会議の開催に当たって、当該会議の開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

（公表事項）

附属機関等の名称、会議の開催の日時、会議の開催の場所、会議の議題、公開・非公開の予備的判断、非公開の理由、傍聴者の定員、傍聴の手続、開催結果の公表方法、問合せ先、その他必要な事項

## 7 会議の傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴は、会議の開催や公開予定を事前確認した者が会場で申し出て傍聴する。
- (2) 傍聴者の定員については、附属機関の長があらかじめ設定することができる。傍聴希望者が定員を超える場合は、附属機関の長が指定した時刻までに会場に到達している者の中から抽選により傍聴者を決定する。
- (3) 附属機関の長は、必要があると認めるとき（人数把握、人員整理等）は、傍聴券を交付することができる。
- (4) 傍聴の受付の際には、必要でない場合、氏名や住所を受付簿に記入してもらう必要はない。後日アンケートを取ったり、郵送物を送ったりするなど必要があるときだけ、本人の同意があれば氏名や住所等を収集することができる。

## 8 取材活動の尊重

マスコミ等が、附属機関等の会議の取材を行う場合は、それを尊重し適宜対応を行うものとする。

## 9 会議の資料の提供

- ・ 所管課長等は、傍聴者に会議の資料を提供する。
- ・ ただし、会議の資料に個人情報等の公開しない、公開しないことのできる情報を含む場合はその部分は提供しない。
- ・ 会議の資料が、貴重、高額、大量その他の理由により提供できない場合は、別途議事内容のわかる資料に変えることができることとする。

## 10 傍聴人の禁止事項（他の行政委員会等の規程を参考に作成）

次のいずれかに該当する者は、傍聴を認めない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者
- (3) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) その他陳述の聴取の円滑な運営を妨げ、又は妨げるおそれのある者

## 11 傍聴者の遵守事項（他の行政委員会等の規程を参考に作成）

傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。また、遵守事項を守らない者に対して、附属機関等の長は、退場を命じることができる。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛意を表明しないこと。
- (2) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) 会議の場において撮影、録音をしないこと。ただし、附属機関等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げないこと。

## 12 会議結果の公表

- (1) 所管課長等は、速やかに会議録を作成し、会議の資料とともに次に掲げる事項を1カ月以内に公表しなければならない。

附属機関等の名称、会議の開催の日時、会議の開催の場所、会議の議題、会議の出席者、会議の公開又は非公開の別、非公開の場合にあってはその理由、傍聴者数、議事の概要、問合せ先、その他必要な事項

- (2) 公開方法 情報公開コーナーへの備付け ホームページへの掲載等  
公開期間 翌年度末まで
- (3) 公表にあたっての注意点

- ・ 会議の全部又は一部を非公開にした場合は、非公開情報が明らかにならないよう注意すること。
- ・ そのうえで可能な範囲の情報を公開するよう努めること。

議案第4号

栗東市子育て教育連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

栗東市子育て教育連携推進協議会設置要綱（令和2年栗東市教育委員会告示第9号）の一部を改正する告示を次のように制定したい。

令和3年4月27日 提出

栗東市教育委員会教育長 福原 快俊

栗東市子育て教育連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

栗東市子育て教育連携推進協議会設置要綱（令和2年栗東市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を作成する」を「に基づく取組を推進する」に改める。

第2条第1号中「栗東子育て・教育ビジョンを作成し」を「栗東子育て・教育ビジョン（試案）及び活用ガイドブックについて、各中学校区の取組及び意見を参酌し、並びに修正を行い」に改め、同条第2号中「従来の」を削り、「を整理及び再編する」を「について評価する」に改める。

第3条第1項第2号中「子育て応援課」を「幼児施設課」に改め、同項第3号中「発達支援課」を「子育て応援課」に改め、同項第4号中「教育部教育総務課」を「子ども青少年局発達支援課」に改め、同項第5号中「学校給食共同調理場」を「教育総務課」に改め、同項第7号中「生涯学習課」を「人権教育課」に改め、同項に次の2号を加える。

(8) 教育部生涯学習課

(9) 健康福祉部健康増進課

第3条第3項中「栗東子育て・教育ビジョン」を「栗東子育て・教育ビジョン（試案）及び活用ガイドブック」に、「第8条各号」を「第8条第1項各号」に、「の調査及び検討の相談並びに」を「及び連携推進ネットワーク会議（以下「作業部会等」という。）の取組に対する相談及び」に改める。

第8条の見出しを「（作業部会等）」に改め、同条第1項中「専門事項の調査及び検討」を「取組の推進」に、「作業部会」を「作業部会等」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) せいかつ部

(2) あそび、まなび部

(3) つながり部

(4) 栗東中学校区連携推進ネットワーク会議

(5) 葉山中学校区連携推進ネットワーク会議

(6) 栗東西中学校区連携推進ネットワーク会議

第8条第2項中「作業部会」を「作業部会等」に改める。

第9条中「及び学校教育課」を「、学校教育課及び人権教育課並びに子ども青少年局幼児課」を加える。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

栗東市子育て教育連携推進協議会設置要綱

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 栗東市教育振興基本計画に掲げる0歳から15歳を経て成人に至るまでの一貫した子育て及び教育の指針として、家庭、地域、保育園及び幼稚園並びに小学校及び中学校が共有する目標である栗東市子育て・教育ビジョンを作成する。ため、栗東市子育て教育連携推進協議会（以下「<u>推進協議会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育長からの諮問に応じ、<u>栗東市子育て・教育ビジョン</u>を作成し、並びに<u>修正</u>を行い、<u>総合教育会議</u>に提案すること。</p> <p>(2) <u>従来の</u>子育て教育の連携事業及び<u>取組を整理及び再編</u>すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(組織等)</p> <p>第3条 推進協議会は、次に掲げる所属の長又は所属の長が指名する者及び推進協力委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども青少年局<u>子育て応援課</u></p> <p>(3) 子ども青少年局<u>発達支援課</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 栗東市教育振興基本計画に掲げる0歳から15歳を経て成人に至るまでの一貫した子育て及び教育の指針として、家庭、地域、保育園及び幼稚園並びに小学校及び中学校が共有する目標である栗東市子育て・教育ビジョンに基づき<u>取組を推進</u>するため、栗東市子育て教育連携推進協議会（以下「<u>推進協議会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育長からの諮問に応じ、<u>栗東市子育て・教育ビジョン</u>（<u>試案</u>）及び<u>活用ガイドブック</u>について、各中学校区の取組及び意見を参酌し、並びに<u>修正</u>を行い、<u>総合教育会議</u>に提案すること。</p> <p>(2) _____子育て教育の連携事業及び<u>取組について評価</u>すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(組織等)</p> <p>第3条 推進協議会は、次に掲げる所属の長又は所属の長が指名する者及び推進協力委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども青少年局<u>幼児施設課</u></p> <p>(3) 子ども青少年局<u>子育て応援課</u></p>



<p>第9条 推進協議会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課及び学校教育課 _____ において処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>第9条 推進協議会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課、学校教育課及び人権教育課並びに子ども青少年局幼児児童課において処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>
---	---